

管理委託契約約款 新旧対照表

新規程	旧規程	変更理由
<p>公益社団法人 日本芸能実演家団体協議会</p> <p style="text-align: center;">公益社団法人日本芸能実演家団体協議会 管理委託契約約款</p> <p style="text-align: right;">平成14年3月1日 届出 一部変更 平成18年9月8日 届出 一部変更 平成20年3月31日 届出 一部変更 平成20年5月2日 届出 一部変更 平成21年3月31日 届出 一部変更 平成21年5月13日 届出 一部変更 平成22年3月8日 届出 一部変更 平成23年4月5日 届出 一部変更 平成24年4月13日 届出 一部変更 平成25年4月10日 届出 一部変更 平成26年3月18日 届出 一部変更 平成27年3月25日 届出 <u>一部変更 平成29年10月6日 届出</u></p> <p>第10条 (レコード実演の管理)</p> <p>委託者は、レコード実演に係る次に定める利用方法で、委任契約において指定したものに 関する管理（使用料（当該利用方法に係る著作権隣接権の制限に伴う補償金を含む。以下、本条 において同じ。）に関する交渉及び利用許諾契約の締結、使用料の收受及び分配その他これに 附帯する業務）を委任し、受託者はこれを引き受けるものとする。</p> <p>(1) 商業用レコードの貸与 レコード実演を商業用レコードの貸与により公衆に提供すること (著作権法第95条の3第1項に規定する「商業用レコード貸与権」の行使)</p> <p>(2) 放送用録音 (ア)レコード実演を、放送及び有線放送（以下「放送等」という。）に使用する目 的で録音すること (イ)レコード実演を録音した放送番組及び有線放送番組（以下「放送番組等」とい う。）を保存すること (ウ)レコード実演を録音した放送番組等を、下記の放送関連業務に使用すること</p>	<p>公益社団法人 日本芸能実演家団体協議会</p> <p style="text-align: center;">公益社団法人日本芸能実演家団体協議会 管理委託契約約款</p> <p style="text-align: right;">平成14年3月1日 届出 一部変更 平成18年9月8日 届出 一部変更 平成20年3月31日 届出 一部変更 平成20年5月2日 届出 一部変更 平成21年3月31日 届出 一部変更 平成21年5月13日 届出 一部変更 平成22年3月8日 届出 一部変更 平成23年4月5日 届出 一部変更 平成24年4月13日 届出 一部変更 平成25年4月10日 届出 一部変更 平成26年3月18日 届出 一部変更 平成27年3月25日 届出 <u>(新規)</u></p> <p>(略)</p> <p>第10条 (レコード実演の管理)</p> <p>委託者は、レコード実演に係る次に定める利用方法で、委任契約において指定したものに 関する管理（使用料（当該利用方法に係る著作権隣接権の制限に伴う補償金を含む。以下、 本条において同じ。）に関する交渉及び利用許諾契約の締結、使用料の收受及び分配その他 これに附帯する業務）を委任し、受託者はこれを引き受けるものとする。</p> <p>(1) 商業用レコードの貸与 レコード実演を商業用レコードの貸与により公衆に提供すること (著作権法第95条の3第1項に規定する「商業用レコード貸与権」の行使)</p> <p>(2) 放送用録音 (ア)レコード実演を、放送及び有線放送（以下「放送等」という。）に使用する目的 で録音すること (イ)レコード実演を録音した放送番組及び有線放送番組（以下「放送番組等」とい う。）を保存すること (ウ)レコード実演を録音した放送番組等を、下記の放送関連業務に使用すること</p>	<p>改正履歴を追加した。</p>

管理委託契約約款 新旧対照表

新規程	旧規程	変更理由
<p>i. 番組制作における業務上の目的で利用すること</p> <p>ii. 国内、国外における放送等（CCTV を含む。）<u>及びインターネット配信（ただし、受信先の記録装置に録音させない形式に限る。）</u>のために提供すること</p> <p>iii. 出演者、執筆者等の番組寄与者に提供すること</p> <p>iv. 官公庁、営利を目的としない教育・研究機関及び福祉団体等に提供すること</p> <p>v. 公共団体又は公益法人が設置した放送番組ライブラリー、博物館等に非営利の目的で視聴させるために提供すること</p> <p>vi. 国内国外の番組コンクール又は番組見本市に出品すること</p> <p>vii. 番組の PR・宣伝活動のために利用すること</p> <p>viii. 営利を目的としない催物に利用すること</p> <p>ix. 航空機等の交通機関等において利用すること</p> <p>x. 放送技術の研究開発及びその成果の紹介のために利用すること</p> <p>xi. 上記各号に準ずる目的のために利用すること</p> <p>(3) 番組制作用音源サーバーへの蓄積 地上放送を行う放送事業者（コミュニティ放送事業者を除く。）又は放送衛星(BS)により衛星放送を行う放送事業者（他人の委託により放送する者を除く。）が自らの番組制作用音源サーバーにレコード実演を録音し、蓄積すること</p> <p>(4) 移動受信端末への録音 地上放送を行う放送事業者が、自らが放送した番組に録音されたレコード実演を、当該放送を受信した移動受信端末の記憶媒体に録音すること。ただし、録音した放送番組の再生可能期間が当該録音日から起算して8日を超えないものとされている場合に限る。</p> <p>(5) IP マルチキャスト送信 (ア) 放送番組に録音されたレコード実演を、放送と同時にストリーミング送信することを目的として、放送法に基づき IP マルチキャスト技術により同時再送信すること (イ) 本号（ア）の同時再送信を行う者が自ら制作し、又は編成する番組に録音されたレコード実演を、受信者により同一の内容の送信が同時に受信されることを目的として、IP マルチキャスト技術により送信可能化すること（ただし、受信先の記録装置に録音させない形式に限る。）</p> <p>(6) IP マルチキャスト送信以外の送信可能化 (ア) 放送番組等に録音されたレコード実演を、放送番組等に変更を加えず、前号以外の方法で送信可能化すること（ただし、受信先の記録装置に複製させない形式</p>	<p>i. 番組制作における業務上の目的で利用すること</p> <p>ii. 国内、国外の放送事業者及び有線放送事業者が行う放送等（CCTV を含む。）のために提供すること</p> <p>iii. 出演者、執筆者等の番組寄与者に提供すること</p> <p>iv. 官公庁、営利を目的としない教育・研究機関及び福祉団体等に提供すること</p> <p>v. 公共団体又は公益法人が設置した放送番組ライブラリー、博物館等に非営利の目的で視聴させるために提供すること</p> <p>vi. 国内国外の番組コンクール又は番組見本市に出品すること</p> <p>vii. 番組の PR・宣伝活動のために利用すること</p> <p>viii. 営利を目的としない催物に利用すること</p> <p>ix. 航空機等の交通機関等において利用すること</p> <p>x. 放送技術の研究開発及びその成果の紹介のために利用すること</p> <p>xi. 上記各号に準ずる目的のために利用すること</p> <p>(3) 番組制作用音源サーバーへの蓄積 地上放送を行う放送事業者（コミュニティ放送事業者を除く。）又は放送衛星(BS)により衛星放送を行う放送事業者（他人の委託により放送する者を除く。）が自らの番組制作用音源サーバーにレコード実演を録音し、蓄積すること</p> <p>(4) 移動受信端末への録音 地上放送を行う放送事業者が、自らが放送した番組に録音されたレコード実演を、当該放送を受信した移動受信端末の記憶媒体に録音すること。ただし、録音した放送番組の再生可能期間が当該録音日から起算して8日を超えないものとされている場合に限る。</p> <p>(5) IP マルチキャスト送信 (ア) 放送番組に録音されたレコード実演を、放送と同時にストリーミング送信することを目的として、放送法に基づき IP マルチキャスト技術により同時再送信すること (イ) 本号（ア）の同時再送信を行う者が自ら制作し、又は編成する番組に録音されたレコード実演を、受信者により同一の内容の送信が同時に受信されることを目的として、IP マルチキャスト技術により送信可能化すること（ただし、受信先の記録装置に録音させない形式に限る。）</p> <p>(6) IP マルチキャスト送信以外の送信可能化 (ア) 放送番組等に録音されたレコード実演を、放送番組等に変更を加えず、前号以外の方法で送信可能化すること（ただし、受信先の記録装置に複製させない</p>	<p>インターネット配信のために番組を提供することについても放送関連業務の対象とした。</p>

管理委託契約約款 新旧対照表

新規程	旧規程	変更理由
<p>に限る。)</p> <p>(イ) 放送事業者（他人の委託により放送する者を除く。）又は衛星放送プラットフォーム事業者（有料衛星放送の役務の提供に関し、放送法に定める有料放送管理事業者として業務を行う者をいう。）が、自らのホームページにおいて番組のPR・宣伝を目的としてレコード実演を送信可能化すること（ただし、受信先の記憶装置に複製させない形式に限る。)</p> <p>(ウ) 地上放送を行う放送事業者が、本条（4）に定めるレコード実演の録音を補完する目的で、放送番組に録音されたレコード実演を送信可能化すること。</p> <p><u>附則</u> <u>（実施の日）</u> 1. 第10条（2）は、平成29年10月6日から実施する。</p>	<p>形式に限る。)</p> <p>(イ) 放送事業者（他人の委託により放送する者を除く。）又は衛星放送プラットフォーム事業者（有料衛星放送の役務の提供に関し、放送法に定める有料放送管理事業者として業務を行う者をいう。）が、自らのホームページにおいて番組のPR・宣伝を目的としてレコード実演を送信可能化すること（ただし、受信先の記憶装置に複製させない形式に限る。)</p> <p>(ウ) 地上放送を行う放送事業者が、本条（4）に定めるレコード実演の録音を補完する目的で、放送番組に録音されたレコード実演を送信可能化すること。</p> <p><u>附則</u> <u>（新規）</u></p>	<p>実施期日を追加した。</p>